震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業（消防防火施設整備費補助金を受けて活動火山対策避難施設を整備する事業を除く。）及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度国の補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年二月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年十月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十九年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年十二月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十二月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月十九日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第二十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第三十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第四十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第五十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第六十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第七十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第八十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第九十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百二十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百三十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十四号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十五号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十六号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十七号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十八号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百四十九号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百五十号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百五十一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成三十一年度国の補正予算（第百五十二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年四月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事